

## ～ 貿易に関する取り決め ～

### 1. 日本の貿易管理制度

#### (1) 日本の貿易管理制度の概要

日本は自由貿易を基本とし、輸出入についての規制は最小限にとどめられている。貿易に関わる主な法体系は以下の通りである。

輸出入に関する基本法	外国為替及び外国貿易法（外為法） （具体的な管理・手続きの方法は、政省令法（注）で規定されている（2）参照） 輸出入取引法（2）”参照
通関に関する基本法	関税法、関税定率法、関税暫定措置法
その他の輸出入関連法	植物防疫法、家畜伝染病予防法、火薬類取締法、薬事法、食品衛生法などの諸法規（3.「貿易に関わる国内諸法規一覧」参照）
国際条約・協定など	WTO条約、IMF協定など包括的取り決め ワシントン条約など特定品目についての取り決め

（注）外為法に基づく主な政省令等・・・輸出貿易管理令、輸出貿易管理規則、輸入貿易管理令、輸入貿易管理規則、輸入公表（告示）

#### (2) 輸出貿易管理

##### 「外為法」による管理

外為法は、「国際平和および安全の維持」を目的として、政令で定める地域を仕向地とする貨物の輸出につき、それが大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合、許可申請が必要としている。また、「国際収支の均衡、外国貿易および国民経済の健全な発展」を図るため、政令により、特定の場合の輸出を経済産業大臣による承認制としている。

##### i) 許可を要する貨物・対象国

- ・リスト規制：武器・大量破壊兵器の関連部品や通常兵器の関連汎用品等は全地域への輸出が規制されている。日本版キャッチ・オール規制：食料品等を除く、リスト規制以外の全貨物・技術が対象で、指定された25ヵ国（米、カナダ、EU諸国等）以外の地域への輸出が規制されている。

##### ii) 承認を要するもの・・・品目により全地域が対象になる場合と特定国への輸出が対象になる場合がある。

- ・国内需給物資：原油、配合飼料など
- ・輸出取引秩序維持物資：漁ろう設備を有する船舶
- ・輸出禁制物資：偽造通貨、麻薬、重要文化財、風俗を害する書籍など
- ・国際協定等により輸出規制を受ける物資：絶滅のおそれのある野生動植物（ワシントン条約）、オゾン層破壊物資（モントリオール議定書）など

- ・委託加工貿易物資：海外での織物の絞り加工、皮革製品等への加工のための原材料の輸出
- ・国連経済制裁に基づくもの：国連において制裁が決議された国への輸出（対イラク全貨物、対アンゴラ航空機及びその部分品等）  
（詳しくは「輸出貿易管理令別表第一、第二」参照）

#### 「輸出入取引法」による管理

輸出入取引法は「外国貿易の健全な発展」を図るため、「不公正な輸出入取引」を禁止している。相手国の工業所有権などを侵害すべき貨物や原産地を偽った貨物、契約要件などで著しく公正さを欠く場合などがこれにあたる。

#### その他の国内法による管理

上記の法令の他にも、「文化財保護法」、「廃棄物処理法」、「麻薬及び向精神薬取締法」など個別の輸出規制を行っているものがある。

#### 条約や国際協定による管理

GATT、IMF協定などの貿易に関する一般協定の他に、特定の品目についても以下のような取り決めが行われている。

- ・ワシントン条約・・・絶滅のおそれのある野生動植物の保護
- ・モントリオール議定書・・・オゾン層の保護
- ・バーゼル条約・・・有害廃棄物の国外流出防止
- ・ワッセナー・アレンジメント・・・地域の安定を損なうおそれのある通常兵器及び関連汎用品等の輸出規制

#### 輸出の特例

「外為法」においては、本来輸出規制を行うべき物資について、政令で定める場合に、輸出許可や承認などを不要とする特例を設けている。（詳しくは「輸出貿易管理令別表第五、第六」参照）

- ・無償の救じゅつ品
- ・総価額200万円以下の無償の商品見本等
- ・出国者の携帯品や職業用具など

## 2. 貿易に関わる国内諸法規一覧

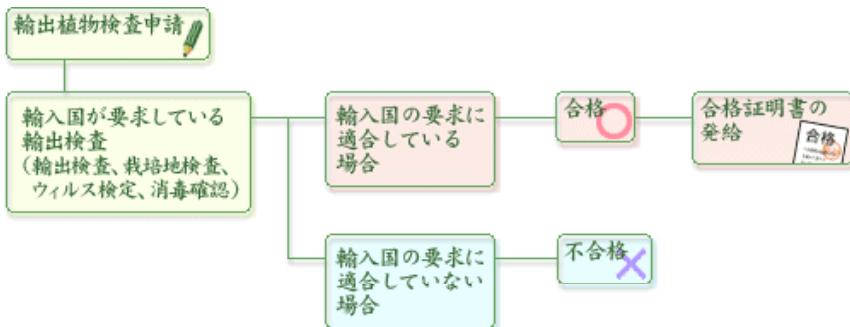
< 輸出入時 >

法令名	主な規制品目	主な規制内容	主な所轄官庁	関係検査機関等
主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律	米・麦など	国によるミニマムアクセス分の輸入輸入に当たっての納付金の納付	農林水産省 総合食料局 計画課 03-3502-8111	
種苗法	農林水産植物の種苗	種苗業者の届け出（農林水産大臣） 販売時の表示 輸出入に際し品種登録者の許諾	農林水産省 生産局種苗課 03-3502-8111	

< 輸出入検査 >

法令名	主な規制品目	主な規制内容	主な所轄官庁	関係検査機関等
植物防疫法	球根、苗木、切花、種子、野菜、果物等	輸出入検査、特定植物の輸入禁止	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 03-3502-8111	植物防疫所（全国74カ所） 東京： 03-3599-1133
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物・馬等 骨・肉・皮等 畜産物	特定家畜等の輸入禁止 係留検査・消毒等の輸出入検査	農林水産省 消費・安全局 衛生管理課 03-3502-8111	動物検疫所 本所： 045-751-5921
狂犬病予防法（犬等の輸出入検査規制）	犬、猫、あらいぐま、キツネ、スカンク	係留検査等による輸出入検査	農林水産省 消費・安全局 衛生管理課 03-3502-8111 厚生労働省 健康局 結核感染症課 03-5253-1111	動物検疫所 本所： 045-751-5921

輸出検査



(植物防疫所HPより)



(東京税関HPより)